



令和5年3月6日

愛知県教育委員会教育長 殿

令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）において受検者及び監督者等にマスク着用を義務付けした経緯の説明及び令和6年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜においてマスク着用の義務付けの見直しを求める請願

住 所

(団体名)

氏 名

電話番号

### 1 請願の趣旨

「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和4年11月29日愛知県教育委員会事務局長）（資料1）において、受検者及び監督者等及び検査会場内におけるマスクの着用を義務付けすることが示されていました。

令和4年12月22日に愛知県教育委員会会議の請願の中で「学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」の口頭陳述後の教育委員と保健体育課長のやり取りの中で「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」（資料2）がありました。県民の方がとても強い思いがあって口頭陳述をされた後の発言なので、この発言は重要なことだと私は認識します。

「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和4年6月30日愛知県教育委員会事務局長）（資料3）の添付資料に「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和4年6月14日文科初第684号《別添写し》）（資料4）、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について（通知）」（令和2年6月22日文科初第684号《別添写し》）（資料5）、「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和4年6月3日大学入学者選抜協議会）（資料6）がありました。

最新の文科科学省初等中等教育局の通知文である「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和4年6月14日文科初第684号《別添写し》）（資料4）の文章の中に「試験会場等における具体的な感染症対策の内容については、今後の感染の推移や、新型コロナウイルス感染症に関して今後得られる知見、最新の政府の方針等も踏まえながら必要に応じて見直していただき、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合ったものを講じてください」「具体的な工夫については（文章省略）、各実施者の判断により、『令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン』に準じた形で、試験会場等における衛生管理体制を構築いただきますようお願いいたします」と

示されています。

最新の政府の方針等の一つとして、「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）（資料7）があり、さらに令和4年12月22日に愛知県教育委員会会議の請願の中で「学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」の口頭陳述後の教育委員と保健体育課長のやり取りの中での「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」（資料2）の発言もありました。なのに、令和4年11月29日付けで通知された「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（愛知県教育委員会事務局長）（資料1）には、「検査会場内におけるマスクの着用を義務付けること」「マスクを未所持又は汚損した入学志願者に提供するためのマスクを準備する」「何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者については、当該受検者の机中心から隣の机の中心までの距離を2メートル以上確保する」「何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者については、別室で受検させること」「受検者には、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、昼食時を除き、マスクを着用することを義務付ける。なおフェイスシールドの着用は妨げないが、フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでの受検は不可とする。監督者等についても同様とする」「食事後は、すみやかにマスクを着用するように働きかける」等が示されていました。「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（愛知県教育委員会事務局長）（資料1）に示されている内容のほとんどは「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和4年6月3日大学入学者選抜協議会）（資料6）に準じていましたが、「フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでの受検不可とする」等は愛知県教育委員会事務局長が示したガイドラインのほうが厳しいものになっていました。

令和4年6月3日付けの「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（資料6）を参考に「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和4年11月29日愛知県教育委員会事務局長）（資料1）を作成されるのは理解できますが、令和4年10月14日付けの厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が示した「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（資料7）という政府の最新情報があり、令和4年11月29日付けの愛知県教育委員会事務局長が示した「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（資料1）の後に開催された令和4年12月22日の愛知県教育委員会会議の「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」（資料2）の発言からどのような経緯で令和4年6月3日付けの「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（資料6）から、マスクの着用について厳しい内容となっている令和4年11月29日付けの愛知県教育委員会事務局長が示した「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（資料1）に示された「マスク着用の義務付け」に至ったのか説明していただきたい。文部科学省初等中等教育局の通知文である「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学

校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和4年6月14日文部科学省初等中等教育局4文科初第684号《別添写し》）（資料4）には「最新の政府の方針等も踏まえながら必要に応じて見直していただき」「各実施者の判断により」ということが示されています。また、昨今の流れから今後ないとは思いますが、令和6年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜において余程のことがない限り、愛知県教育委員会からの強制的なマスク着用の義務付けをしないことを強く求めます。

## 2 請願項目

- (1) 令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）において受検者及び監督者等にマスク着用を義務付けした経緯を説明すること。
- (2) 令和6年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜において余程のことがない限り、愛知県教育委員会からの強制的なマスク着用の義務付けをしないこと。

以上

### 参考資料

- 資料1 令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）  
令和4年11月29日愛知県教育委員会事務局長
- 資料2 2022年度12月定例会会議概要（会議録）  
「請願第39号 学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」愛知県教育委員会会議（定例会）令和4年12月22日開催
- 資料3 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）  
令和4年6月30日愛知県教育委員会事務局長
- 資料4 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）  
令和4年6月14日文部科学省初等中等教育局4文科初第684号（別添写し）
- 資料5 令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について（通知）  
令和2年6月22日文部科学省初等中等教育局事務連絡
- 使用6 令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン  
令和4年6月3日大学入学者選抜協議会
- 資料7 マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）  
令和4年10月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

\*資料には、今回の請願に該当する内容についてマーカーを引かせていただいております。